

(受理番号) 4-2	(受理年月日) 令和4年6月15日
件名 要旨	陳 情
	<p>「特別名勝栗林公園」北庭のお手植え松案内板の修正について</p> <p>「お手植え松全ての位置を確定することができないことから」とあるが、とんでもない。外部要因でなく、香川県における隠ぺい行動であり、全ての松の位置把握済みの基に、昭和天皇お手植え松の生育関連、配置変更過程が、香川県作成図面より分かる。</p> <p>私の調査において、「良子女王殿下お手植え松」から地図に記載されず、「栗林公園案内」・「栗林公園誌」（赤松景福著、昭和7年）の資料などで把握済みである。</p> <p>「造園史 特別名勝 栗林公園」は、著者中西勉氏が造園課勤務時代に“引継書”としてまとめたもので、お手植え松の基本配置と定められた。造園史には、「大正12年5月10日良子女王殿下（昭和天皇妃殿下）稚松御手植時の写真」が掲載されており、“謎”解明され、大正時代における配置認識の上、従来の配置を記載しなければならないことが引継書に託された。</p> <p>「讃岐写真帖 昭和天皇三殿下」のお手植え時の立札写真と良子女王殿下お手植え時本人の写真2枚（撮影角度違い）により、背景にある樹木により、向かって右端の松が、良子女王殿下お手植え松であることが実証できる。また、昭和天皇三兄弟の写真において中央が昭和天皇陛下であることが県立ミュージアム立札解明で実証されている。いずれも一級品の大正時代の写真であり、背景の特異形状の樹木が現存しており、疑う余地はない。</p> <p>上記を根拠として、下記の項目について陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 北庭案内板の修正表示をすること。 向かって右から、高松宮殿下（大正3年）、昭和天皇陛下（皇太子殿下の時大正3年）、秩父宮殿下（大正3年）、英国アルバート王太子殿下（大正11年）、北白川宮大妃殿下（大正14年）と表示すること。 以前は6本のお手植え松があったが、一番右側にあった良子女王殿下（大正12年）のお手植え松は、平成16年7月25日落雷に遭い、手当養生をしたが「枯死」と診断され、平成17年2月23日に伐採された。</p> <p>2 落雷により「枯死」伐採されたのは「良子女王殿下お手植え松」であり、「昭和天皇陛下のお手植え松」は健在であることを報道発表すること。 落雷：平成16年7月25日「枯死」伐採：平成17年2月23日</p> <p>3 当配置による、今後の情報発信をすること。</p>
部 名	交流推進部